

## 検討に当たっての主な論点（案）

- 陸上貨物運送事業（陸運業）が発展していく中で、安全な職場環境は事業を継続する上で重要な経営課題であると考えられ、女性や高齢者が益々活躍できる社会の実現のためにも大変重要な課題。

1 陸運業における労働災害の約65%が荷役作業時に発生しており、その中で取り組むべき課題は何か。例えば、以下のような点で議論してはどうか。

2 今後求められる対策について

### （1）トラックの荷台からの墜落・転落防止対策

○最大積載荷量が5トン以上の貨物自動車に荷を積む作業又は荷を卸す作業を行うときは、作業を行う労働者が床面と荷台上の荷の上面との間を安全に昇降するための「はしご」等の設備（以下「昇降設備」という。）の設置や墜落による労働者の危険を防止するため労働者に保護帽の着用を義務付け（安衛則第151条の67、同第151条の74）ているが、「最大積載量が5トン以上」の要件について、十分でない可能性があるのではないか。要件の見直しを含め規制のあり方を検討することとしてはどうか。

○昇降設備として最低限必要となる要件にはどのようなものがあるか。

○テールゲートリフター（TGL）については、一般的にメーカーは昇降設備として利用することを取扱説明書等で禁止しているが、陸運業者が昇降設備として利用している実態を踏まえ、その利用の可否を、安全対策等も含め検討すべきではないか。

### （2）ロールボックスパレット（RBP）及びテールゲートリフター（TGL）を利用する荷役作業における安全対策

○RBP及びTGLを利用する荷役作業における安全対策に係る具体的な規制等はないが、安全に使用するためにRBP及びTGLの構造要件の規格化や取扱い方等を検討すべきではないか。なお、RBPを所有しているのは荷主等が所有している場合が多い。

○昇降設備としてTGLを用いる場合の要件（安全装備（手すり等）の設置、作業開始前点検及び定期自主検査等の実施、等）を整理し、管理をどのように行うのが妥当か。

## 検討に当たっての主な論点（案）

### （3） その他の荷役作業における労働災害防止対策

- 荷役作業における転倒災害を防止するためには、耐滑性のある安全靴の着用など、どのような取組を行うのが妥当か。
- フォークリフトにおける安全装置の取り付け等の義務化を含め安全なフォークリフトの普及にはどのようなものが考えられるか。

### （4） 荷役作業に係る安全衛生教育

- 荷役ガイドラインに基づき荷役作業における安全衛生教育を実施しているが、義務化を含め安全衛生教育のあり方を検討するべきではないか。
- 対象者、対象範囲及び教育内容等についてどのように考えるべきか。

### （5） 荷主等庭先での荷役作業についての荷主等の役割

- 荷役作業における災害の多くが荷主等庭先で発生しているが、荷主等庭先で荷役作業をする場合の荷主等の役割としてはどのようなものが考えられるか。

## 3 事業者・労働者の取組が進むような安全意識の高揚・支援等

- 普及促進に向けた広報、アウトリーチ、機運の醸成が必要ではないか。
- 事業者・労働者の取組が進むような指導・支援の工夫が必要ではないか。特に支援が必要な分野や対象者はどのようなところか。
- 国交省などの関係省庁や陸上貨物運送事業労働災害防止協会、全日本トラック協会などの関係団体との連携の工夫が必要ではないか。

## 4 その他

- 陸運業における荷役作業の安全に関し、他に検討すべきものはないか。